

平成21年10月29日

資料①

# パッケージ関連事業、ふるさと基金事業等の事業概要

厚生労働省職業安定局地域雇用対策室

# 地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）

自発雇用創造地域において、地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、雇用創造に自発的に取り組む協議会が提案した雇用対策にかかる事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に対しその事業を委託する。

## 事業内容

事業構想は地域の意欲と創意工夫により策定・提案されるものであり、以下のメニューはあくまでも例示

### 《雇用拡大メニュー》

- ・ 中核的・専門的人材の誘致活動
- ・ 創業や雇用拡大等に伴う労務管理についての研修・相談
- ・ 専門家等によるセミナー
- ・ 中小企業の雇用高度化を目的とする有識者・コンサルタント等による経営上の相談

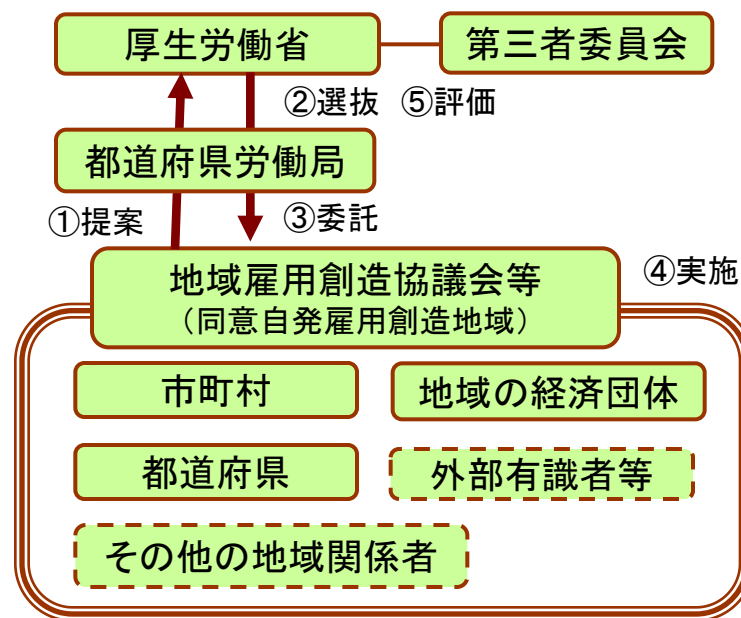
### 《人材育成メニュー》

- ・ 地域内外の講師による研修
- ・ 職場体験講習
- ・ 国内外派遣による中核的・専門的人材の育成
- ・ 管理職その他の戦略人材として育成するための専門的な知識・技能の付与等を目的とする研修

### 《就職促進メニュー》

- ・ 求人情報の収集
- ・ 研修や就職に資する情報の提供
- ・ 求職者等への相談の実施

## 実施スキーム



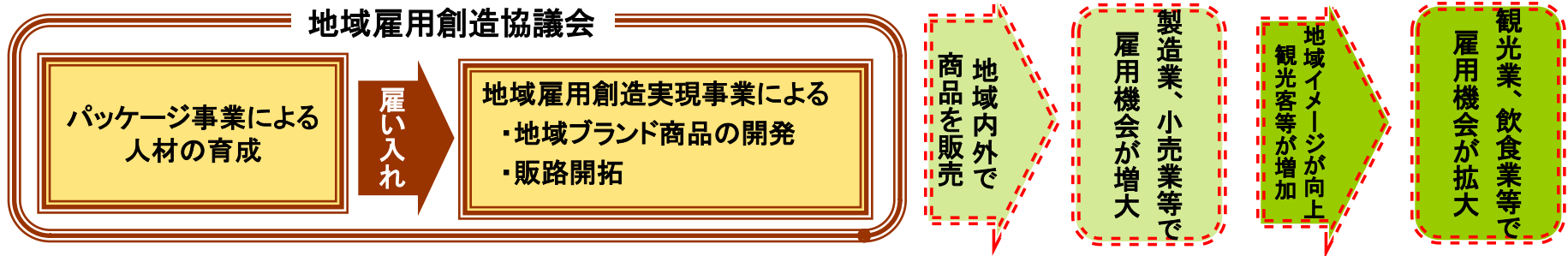
## 事業規模

- ・ 委託額は1地域あたり2億円（都道府県が中心となり広域の地域で取り組む場合は3億円を上限）、同一地域における事業期間は3年度上限

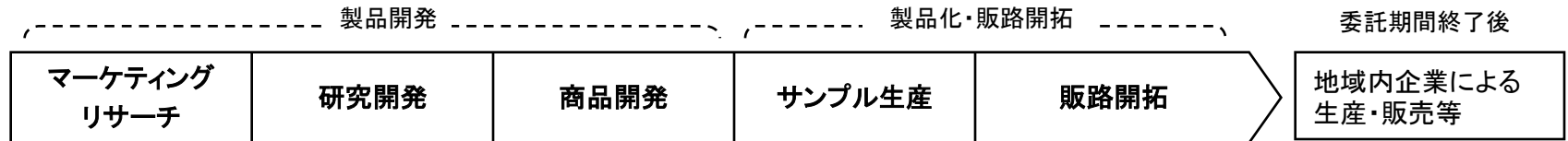
# 地域雇用創造実現事業

パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会から、パッケージ事業による支援を通じて育成した人材等を活用し、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果の高いと認められる事業の実施を、事業を提案した協議会へ委託する。(実施期間3年以内)(1地域各年度5千万円を上限)

## ※ 雇用創造効果のイメージ



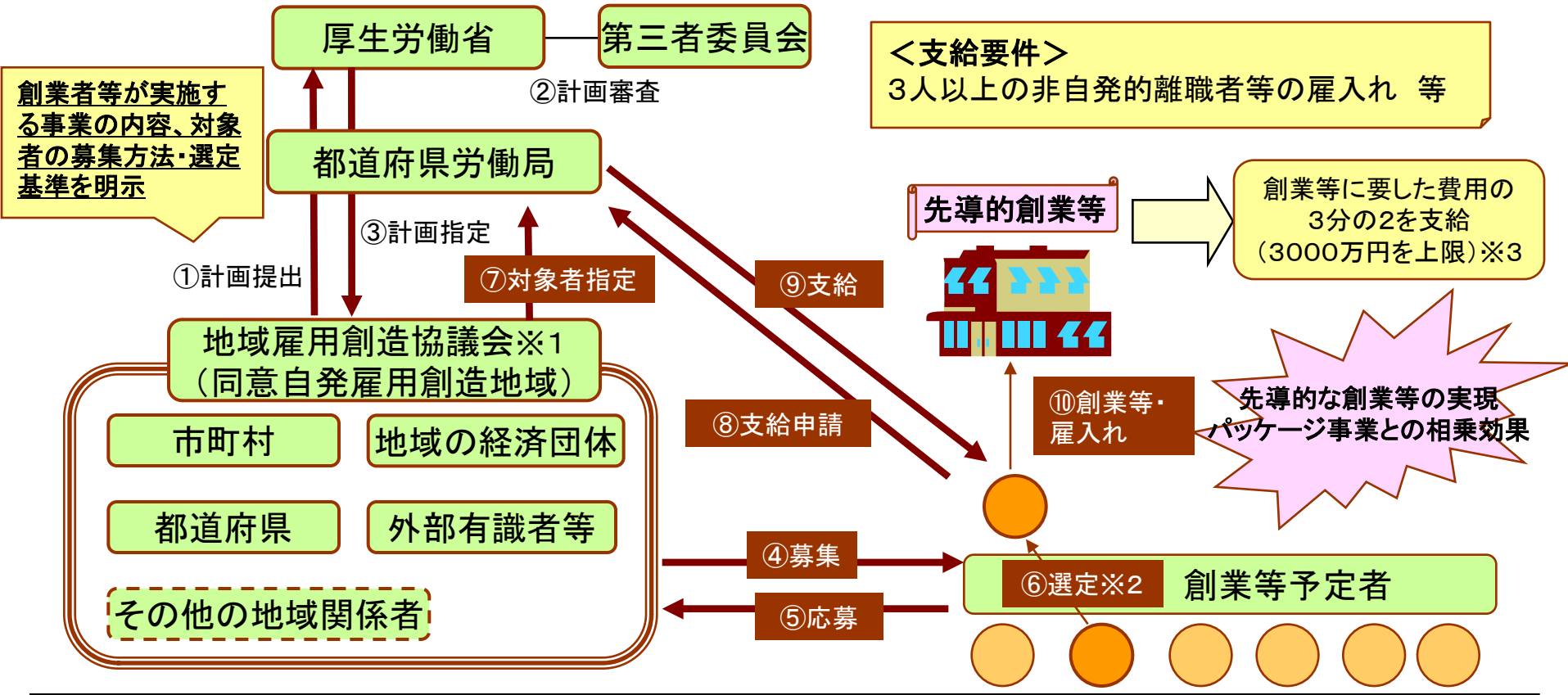
## 《想定される事業例》 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業



- 協議会は事業の一部を民間団体等に再委託することができる。
- 事業に従事する労働者の総数に占める対象労働者(事業に従事させるために雇い入れた地域求職者)の割合が2分の1以上であること、事業に要する経費の総額に占める人件費の割合が2分の1以上であること 等
- 対象労働者は、1週間の所定労働時間が概ね40時間の労働者又は再委託事業に雇用される通常の労働者と1週間の所定労働時間が同じ労働者(雇用契約は原則として事業の実施期間を上限とした1年以上の有期雇用契約) 等

# 雇用創造先導的創業等奨励金

パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会が作成した事業の実施計画に基づき、地域求職者を雇い入れ、新たに地域の産業及び経済の活性化等に先導的な役割を果たす事業を開始する事業主に対し、事業を開始するために要した費用の一部を助成する。



※1 新たにパッケージ事業を実施する地域(事業構想に当該奨励金の対象者に対する支援策を盛り込んだ地域)を支給対象地域とする

※2 協議会がパッケージ事業により必要な能力等を付与した創業等予定者の中から1者のみ選定し、支給対象者として指定する。

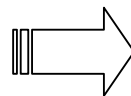
※3 創業等開始後、6月ごとに支給額の1/3 (第1回,第2回)、1/6(第3回、第4回)を支給する。

# 地域雇用戦略チームによる支援

地域における雇用創造のための事業構想を策定する地域及び、地域における雇用創造のための事業構想に基づく取組を実施している地域に対し、国が地域関係者から構成される会議の開催や、専門家による助言等を実施することにより、地域における雇用創造の取組が効果的に行われるよう支援する。

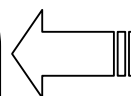
## 支援対策地域のイメージ

- 自治体や地元関係者に意欲のある人材がおり、産業振興や地域振興施策の取り組みが行われているものの、雇用対策に関してノウハウがない地域
  - 地域雇用創造推進事業に取り組んでいるものの、思うような成果が上がらない地域
- 等



## 地域雇用戦略チーム（例）

- 地域協議会主要メンバー
  - ・ 町の商店主
  - ・ Uターンした地場企業後継者
  - ・ 商工会職員
  - ・ 地元NPO代表
  - ・ 市町村職員等
- 県・国（労働局等）の関係者
- 外部有識者
  - ・ 大学等の学識経験者
  - ・ Uターンした団塊世代等のアドバイザー（銀行OBなど）
  - ・ シンクタンク等外部の専門家



## 具体的な検討・アドバイス内容(例)

- 地域重点分野の絞り込みについてのアドバイス
  - 地域重点分野における関係省庁等の各種施策、支援策の紹介、実施に向けてのアドバイス
  - 地域企業ニーズや求職者の意識、ニーズの把握
  - 必要な人材、スキル等の明確化
  - 効果的な人材、スキルの育成手法についてのアドバイス
  - 就職促進に係るハローワークのノウハウ、情報の提供
  - 地域レベルで雇用対策に取り組む先進事例の紹介・研究
- 等

## 平成22年度 パッケージ関連事業 スケジュール(予定)

### 【第1次募集】

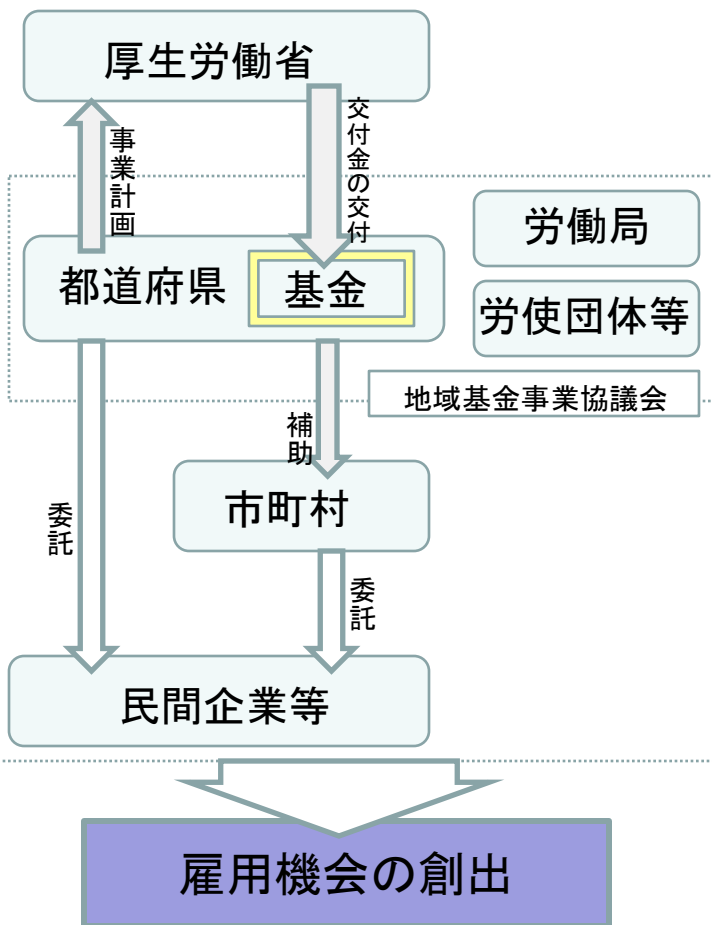
- |                  |        |
|------------------|--------|
| ○ 平成21年1月下旬～2月下旬 | 事業構想募集 |
| ○ 平成22年3月～4月     | ヒアリング  |
| ○ 平成22年4月        | 採択地域内定 |
| ○ 平成22年7月        | 事業開始   |

### 【第2次募集】

- |                  |        |
|------------------|--------|
| ○ 平成22年6月下旬～7月下旬 | 事業構想募集 |
| ○ 平成22年8月～9月     | ヒアリング  |
| ○ 平成22年9月        | 採択地域内定 |
| ○ 平成22年12月       | 事業開始   |

## ふるさと雇用再生特別基金事業

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組みを支援するため、都道府県に対して「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



### 事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、地域内でニーズがあり今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれる事業を計画し、民間企業等に事業委託。  
(地域の当事者からなる地域基金事業協議会において事業選定等)
- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

#### 事業の規模

2500億円 (労働保険特別会計)  
※ 平成20年度2次補正予算による措置

#### 雇用創出効果

3年間で最大10万人

#### 事業実施の要件

事業費に占める新規雇用失業者の  
人件費割合は1/2以上

#### 雇用期間

労働者と原則1年の雇用契約を締結し、  
必要に応じて更新

#### 多く実施されている事業分野

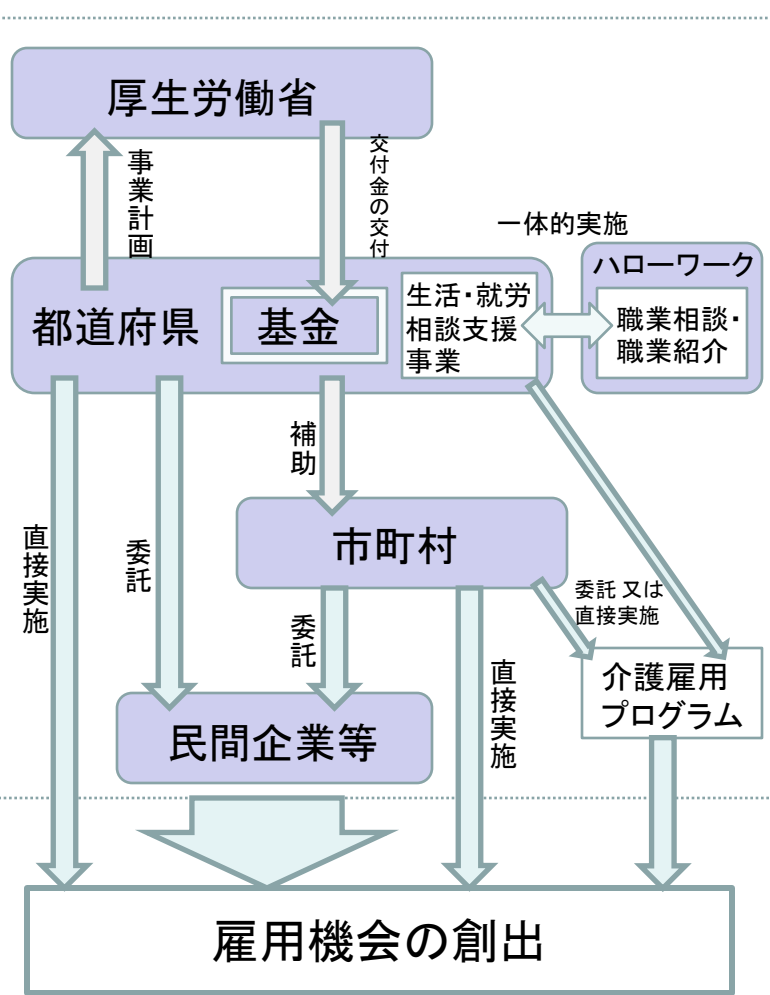
産業振興、農林漁業、介護・福祉、  
教育・文化、観光等

#### その他

- ・正規雇用化のための一時金支給
- ・基金事業終了後の収益返還要件の緩和

# 緊急雇用創出事業

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



## 事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出する事業を計画し、民間企業等に事業委託。(地方公共団体による事業の直接実施も可)
- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

### 事業の規模

4,500億円(一般会計)  
 ※うち、1,500億円は20年度2次補正予算による措置  
 3,000億円は21年度補正予算により拡充

### 雇用創出効果

3年間で最大45万人

### 事業実施の要件

事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1/2以上

### 雇用・就業期間

- ・介護分野以外: 原則6ヶ月以内。更新1回可。
- ・介護分野: 原則1年以内。ただし、介護福祉士資格取得を目指すことを目的とする事業は、更新1回可。

### 多く実施されている事業分野

環境、教育・文化、治安・防災、農林漁業、産業振興等

### その他

- ・都道府県が国(ハローワーク)と連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施。
- ・『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の実施。